

【z260】爆発物取扱等作業手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
<p>①次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア. 爆発物又はその疑いのある物件の処理作業</p> <p>イ. 特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。))及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの(特殊危険物質又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。))に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容及び除去の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で当該特殊危険物質等の発散又は漏洩えいのおそれのあるもの)</p> <p>ウ. 特殊危険物質による被害の危険性がある区域内において行う作業(イに掲げる処理作業を除く。)</p> <p>エ. 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業</p>	警察本部又は警察署に勤務する職員				<p>円／一回</p> <p>5,200</p> <p>円／日</p> <p>4,600</p> <p>250</p> <p>460</p>
<p>②火薬類、高圧ガス又は液化石油ガスを製造し、又は保管する施設において行う検査、災害の調査等の作業で人事委員会規則で定めるもの(「火薬類取締法、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく災害調査(帳簿書類の検査又は調査を除く。)の作業」または「高圧ガス保安法に基づく保安検査のうち貯槽内部において行う開放検査の作業及びこの作業に準ずる検査の作業」)に従事したとき。</p>	地方振興局その他人事委員会規則で定める機関(危機管理部危機管理総室、生活安全部生活環境課及び警察署)に勤務する職員				250